

議第 18 号

令和 6 年度王滝村特別会計国民健康保険（事業勘定）補正予算（第 3 号）について

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度王滝村特別会計国民健康保険（事業勘定）補正予算をすることについて、別案のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 10 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7 年 3 月 日 議 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

議第 18 号

令和 6 年度王滝村特別会計国民健康保険（事業勘定）補正予算（第 3 号）

令和 6 年度王滝村特別会計国民健康保険（事業勘定）補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 26,586 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 77,188 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 10 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7 年 3 月 日 議 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

1 総 括
(歳入) (単位 千円)

[illegible]

(歳出)

[illegible]

(単位 千円)

[illegible]

2 歳 入

款 項 目				補正前の額	補正額	計
6			県支出金	79,653	△26,651	53,002
	1		県負担金	79,653	△26,651	53,002
		1	保険給付費等交付金	79,653	△26,651	53,002
8			財産収入	18	65	83
	1		財産運用収入	18	65	83
		1	利子及び配当金	18	65	83
歳 入 合 計				103,774	△26,586	77,188

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 普通交付金	△26,526	普通交付金 普通交付金 △26,526
2 特別交付金	△125	特別調整交付金 へき地診療所運営費交付金 △125
1 利子及び配当金	65	国保基金積立金利子 65

3歳出

(単位 千円)

款 項 目				補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
							特 定 財 源			一般財源	
							国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2			保険給付費	66,139	△26,526	39,613	△26,526				
	1		療養諸費	50,980	△18,126	32,854	△18,126				
		1	一般被保険者療養給付費	50,728	△18,126	32,602	△18,126				
							△18,126				
							(県)普通交付金			△18,126	
	2		高額療養費	14,513	△8,400	6,113	△8,400				
		1	一般被保険者高額療養費	14,413	△8,400	6,013	△8,400				
							△8,400				
							(県)普通交付金			△8,400	
	6		積立金	18	65	83			65		
1		積立金	18	65	83			65			
		1	積立金	18	65	83			65		
									65		
									65		
							(財)国保基金積立金利子			65	
8		諸支出金	16,364	△125	16,239	△125					
	1	繰出金	13,641	△125	13,516	△125					
		1	直営診療施設繰出金	13,641	△125	13,516	△125				
							△125				
							(県)へき地診療所運営費交付金			△125	
歳 出 合 計				103,774	△26,586	77,188	△26,651	0	65	0	

節		説 明
区 分	金 額	
		(住民係)
18 負担金補助及び交付金	△18,126	一般被保険者療養給付費
		△18,126
		負担金（その他） 一般被保険者療養給付費
		△18,126
		(住民係)
18 負担金補助及び交付金	△8,400	一般被保険者高額療養費
		△8,400
		負担金（その他） 一般被保険者高額療養費
		△8,400
		(住民係)
24 積立金	65	基金積立金
		65
		利子積立金 国保基金預金利子積立金
		65
		(住民係)
27 繰出金	△125	特別会計繰出金
		△125
		繰出金（その他） 直営診療施設繰出金
		△125